

ID: 1212

担当部署: みどり環境部 みどり公園課

処分の概要	市民緑地設置管理計画の認定
例 規 名 根 拠 条 項	都市緑地法 第60条第1項
例 規 番 号	昭和48年法律第72号（平成29年6月改定）
【基準】 法第61条第1項の規定による。 （市民緑地設置管理計画の認定基準等） 第 61 条 市町村長は、前条第 1 項の規定による認定の申請があつた場合において、当該申請に係る市民緑地設置管理計画が次に掲げる基準（当該市民緑地設置管理計画が町村の区域内における市民緑地の設置及び管理に係るものである場合にあっては、第 8 号に掲げる基準を除く。）に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。 (1) 市民緑地を設置する土地等の区域の周辺の地域において、良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足していること。 (2) 市民緑地を設置する土地等の区域の面積が、国土交通省令で定める規模以上であること。 (3) 市民緑地を設置するに当たり整備する緑化施設の面積の前号に規定する面積に対する割合が、国土交通省令で定める割合以上であること。 (4) 市民緑地の管理の方法が、市民緑地の管理が適切に行われるために必要なものとして国土交通省令で定める基準に適合するものであること。 (5) 市民緑地の管理期間が、一年以上で国土交通省令で定める期間以上であること。 (6) 市民緑地設置管理計画の内容が、基本計画と調和が保たれ、かつ、良好な都市環境の形成に貢献するものであること。 (7) 市民緑地設置管理計画を遂行するために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。 (8) 市民緑地設置管理計画に記載された前条第二項第二号イ又はロに掲げる施設の整備に係る行為が、特別緑地保全地区内において行う行為であって第十四条第一項の許可を受けなければならないものである場合には、当該施設の整備に関する事項が同条第二項の規定により当該許可をしてはならない場合に該当しないこと。 (9) その他市民緑地の設置及び管理が適正かつ確実に実施されるものとして国土交通省令で定める基準に適合するものであること。 都市緑地法運用指針(平成16年12月国土交通省都市・地域整備局)参考 ④ 計画の認定基準 ア 「市民緑地を設置する土地等の区域の周辺の地域において、良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足している」ことについては、緑の基本計画において定めた対象地域をあらかじめ定めている場合は、それを踏まえ、判断する必要がある。 イ 「市民緑地を設置する土地等の区域の面積」については、施行規則第 20 条において、300 m² 以上とされている。 ウ （略） エ 「管理の方法」については、施行規則第 22 条に定める 以下の事項について記載されていることを確認する必要がある。	

- i 市民緑地の巡視及び清掃、除草のほか市民緑地の機能を維持するために必要な措置 - ii 目視その他の方法による市民緑地の点検の内容 - iii 点検により損傷、腐食その他の劣化や異状があった場合の効率的な維持及び修繕等の措置 - iv 点検結果や維持修繕等の措置を講じた場合の内容の記録及び保管 なお、遊戯施設等が設置される場合には、1年に1回の頻度で点検を行い、その結果により維持及び修繕を実施するよう指導することが望ましい。 また、市民緑地の管理責任は認定事業者が負うこととなることを踏まえ、市町村長は、認定事業者に対して民間保険会社による施設管理に係る賠償責任を補償する保険等への加入を促すことが望ましい。
オ 市民緑地の管理期間は施行規則第 23 条において 5 年以上とされている。
カ (略)
キ 「市民緑地設置管理計画を遂行するために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分にあること」については、計画の申請者が緑化施設等の整備や当該緑地の管理に係る業務を適正かつ確実に行うことができるか否かについて、組織、資金等の面から判断すべきである。
ク 市民緑地が特別緑地保全地区内に設置される場合、市長にあっては、緑化施設又は住民利便施設の整備に係る行為が許可基準に適合するかを確認した上で計画の認定を行う必要があり、町村長にあっては、当該行為について都道府県知事に協議し、その同意を得た上で計画の認定を行う必要がある。(詳細は本運用指針 13 (3) を参照) なお、市民緑地が首都圏近郊緑地保全区域、近畿圏近郊緑地保全区域又は緑地保全地域内に設置される場合についても、市長は、当該行為が緑地の保全上支障がないことを確認した上で計画を認定する必要がある。
ケ 「その他市民緑地の設置及び管理が適正かつ確実に実施される」ものについては、以下の内容を確認することが必要である。 - i 整備される緑化施設等が、利用者に対して危険や損害を与えないものであることや、通風、日照、排水機能等が確保されているものであること。 - ii 計画に添付する登記簿謄本・貸借契約書等の写しにより、計画の申請者が市民緑地を設置する土地等について所有権その他の使用の権原を有すること。 - iii 上記の権原を借り受けにより取得するときは、当該貸借契約において、市町村長の承認を受けた場合を除き、当該貸借契約の変更又は解除をすることができない旨の定めがあること(無償で土地を借り受ける場合の契約書の参考例:別紙 6「土地使用貸借契約書」)。この趣旨は、市民緑地の設置される土地等がその管理期間内に市民緑地以外の用途に転用されることを防止するものであり、特別の事情がない限り、市町村長は承認してはならない。

標準処理期間	30 日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 29 年 10 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 10 月 1 日